

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 23 日

各市町村等の介護保険担当課 }
各介護サービス事業所 } 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東北地方太平洋沖地震関係】

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の
取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添（写）のとおり取扱いが示されましたので、お
知らせします。

つきましては、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

（通知の概要）

- ・ 地震による災害発生により介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者については、被保険者からの申請を待つことなく、保険者の判断により当該被保険者の利用料の免除を行うこと。
- ・ 被災市町村に住所を有する被保険者で、住家、家財等について著しい損害を受けた場合について、当該被保険者が他市町村に転入した場合でも、利用料等の支払いを猶予することができること。
- ・ 転入者等に係るサービス事業所等における介護報酬の請求については、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
- ・ 介護保険施設等の事業者においては、食費及び居住費を受領することを猶予することについても、配慮願いたいこと。

岩手県保健福祉部長寿社会課
T E L : 019-629-5435
F A X : 019-629-5444
E-Mail : AD0005@pref.iwate.jp